7　近畿総合通信局の管轄区域にあっては、滋賀県（甲賀市、東近江市、蒲生郡日野町、愛知郡愛荘町及び犬上郡多賀町を除く。）、京都府（京都市（北区、南区、右京区、伏見区及び西京区に限る。）、福知山市、綾部市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町、綴喜郡井手町、相楽郡精華町及び船井郡京丹波町を除く。）、兵庫県（神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、西脇市、宝塚市、三木市、川西市、三田市、丹波篠山市、丹波市、南あわじ市、淡路市、加東市及び川辺郡猪名川町を除く。）、奈良県（奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、生駒郡平群町、生駒郡三郷町、生駒郡斑鳩町、生駒郡安堵町、磯城郡川西町、磯城郡三宅町、磯城郡田原本町、北葛城郡上牧町、北葛城郡王寺町、北葛城郡広陵町、北葛城郡河合町、吉野郡野迫川村及び吉野郡十津川村を除く。）及び和歌山県（和歌山市、海南市、橋本市、有田市、田辺市、紀の川市、岩出市、海草郡紀美野町、伊都郡かつらぎ町、伊都郡九度山町、伊都郡高野町、有田郡湯浅町、有田郡広川町、有田郡有田川町、日高郡印南町、日高郡みなべ町及び日高郡日高川町を除く。）の各区域並びにその上空

8　中国総合通信局の管轄区域にあっては、鳥取県（米子市及び境港市を除く。）、島根県（松江市、出雲市、益田市、安来市、雲南市及び鹿足郡吉賀町を除く。）、岡山県（岡山市北区、倉敷市、井原市、総社市、高梁市、新見市、真庭市、小田郡矢掛町、久米郡久米南町、久米郡美咲町及び加賀郡吉備中央町を除く。）、広島県（広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町及び豊田郡大崎上島町を除く。）及び山口県（岩国市を除く。）の各区域並びにその上空

9　四国総合通信局の管轄区域にあっては、徳島県（徳島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦郡勝浦町、勝浦郡上勝町、名東郡佐那河内村、名西郡石井町、名西郡神山町、那賀郡那賀町、海部郡牟岐町、海部郡美波町、海部郡海陽町及び美馬郡つるぎ町を除く。）、香川県、愛媛県（松山市、今治市、西条市、大洲市、西予市、東温市、上浮穴郡久万高原町、伊予郡砥部町及び喜多郡内子町を除く。）及び高知県（室戸市、須崎市、香美市、安芸郡東洋町、安芸郡奈半利町、安芸郡田野町、安芸郡北川村、安芸郡馬路村、吾川郡いの町、吾川郡仁淀川町、高岡郡中土佐町、高岡郡佐川町、高岡郡越知町、高岡郡檮原町、高岡郡日高村、高岡郡津野町及び高岡郡四万十町を除く。）の各区域並びにその上空

10　九州総合通信局の管轄区域にあっては、福岡県（北九州市（若松区、小倉南区、八幡東区及び八幡西区に限る。）、福岡市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、糸島市、那珂川市、糟屋郡宇美町、糟屋郡篠栗町、糟屋郡志免町、糟屋郡須恵町、糟屋郡新宮町、糟屋郡久山町、糟屋郡粕屋町、遠賀郡芦屋町、遠賀郡水巻町、遠賀郡岡垣町、遠賀郡遠賀町、鞍手郡小竹町、鞍手郡鞍手町、嘉穂郡桂川町、朝倉郡筑前町、朝倉郡東峰村、三井郡大刀洗町、三潴郡大木町、八女郡広川町、田川郡香春町、田川郡添田町、田川郡糸田町、田川郡川崎町、田川郡大任町、田川郡赤村、田川郡福智町及び京都郡みやこ町を除く。）、佐賀県（佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、小城市、神埼市、神埼郡吉野ヶ里町、三養基郡基山町、三養基郡上峰町、三養基郡みやき町及び杵島郡江北町を除く。）、長崎県（五島市を除く。）、熊本県（山鹿市、菊池市、阿蘇郡南小国町及び阿蘇郡小国町を除く。）、大分県（日田市を除く。）、宮崎県（都城市、日南市、小林市、串間市、えびの市、北諸県郡三股町及び西諸県郡高原町を除く。）及び鹿児島県（鹿児島市、鹿屋市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曽於市、霧島市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、薩摩郡さつま町、姶良郡湧水町、曽於郡大崎町、肝属郡東串良町、肝属郡錦江町、肝属郡南大隅町、肝属郡肝付町、熊毛郡中種子町、熊毛郡南種子町、大島郡大和村及び大島郡龍郷町を除く。）の各区域並びにその上空

11　沖縄総合通信事務所の管轄区域にあっては、沖縄県（那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、南城市、国頭郡今帰仁村、国頭郡本部町、国頭郡恩納村、国頭郡宜野座村、国頭郡金武町、中頭郡読谷村、中頭郡嘉手納町、中頭郡北谷町、中頭郡北中城村、中頭郡中城村、中頭郡西原町、島尻郡与那原町、島尻郡南風原町、島尻郡渡嘉敷村、島尻郡座間味村、島尻郡八重瀬町及び八重山郡竹富町を除く。）の区域及びその上空

○総務省告示第百四十四号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条の二第一項第二号及び第二項第二号の規定に基づき、令和元年総務省告示第三十一号（総務大臣が別に告示する無線設備を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年四月七日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　無線設備規則（以下「設備規則」という。）第十四条の二第一項第二号及び第二項第二号の総務大臣が別に告示する同一の筐体に収められた他の無線設備は、次のとおりとする。 ［1～10　略］ 11　五・二GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備 ［12～14　略］ ［二　略］	一　［同上］ ［1～10　同上］ 11　五・二GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局に使用するための無線設備 ［12～14　同上］ ［二　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。